

# 災害時要援護者支援ガイドライン



平成18年10月  
宮城県保健福祉部

## ～ は じ め に ～

宮城県では、昭和53年6月12日に発生した「宮城県沖地震」を始め、平成15年には、5月に「三陸南地震」、7月に「宮城県北部連続地震」と二度の大きな地震が発生しました。また、昨年8月にも「8・16宮城地震」が発生するなど、本県での地震発生頻度は大変高いものとなっております。

国の地震調査委員会が発表している平成18年1月時点での宮城県沖を震源とする地震の発生確率値によれば、今後10年以内では約50%、20年以内では約90%、30年以内では実に約99%という高い確率での発生が予想されており、本県はまさに地震災害の危機に直面していると言っても過言ではありません。

しかしながら、ひとたびこのような地震等の災害が発生した場合には、高齢者や障害者などの、いわゆる「災害時要援護者」は、その身体的特性等により、一般的に健常者よりも対応能力が低く、必要な情報が得られずに避難対応が遅れたり、自力避難が困難となることなどが想定され、結果として、大きな被害を受ける可能性が非常に高いと考えられます。

このたび、県では、こうした災害発生時の要援護者支援のため、その対応の中心となる市町村が具体的行動マニュアルを作成するための一助としていただくよう、この「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定したものであります。

災害対策は、なんといっても「備えあれば憂いなし」の精神が大事であり、このガイドラインでは、そうした平常時における要援護者支援対策を中心に据えて記述しております。ぜひ、地域住民の皆様を巻き込んだ、市町村を挙げての実践的取組を期待するものであります。

なお、国においては、災害時要援護者に対する避難支援体制構築に向けた地方自治体の積極的な取組を促進させるため、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、平成18年3月には、内容をさらに充実させた同ガイドラインの改訂版を策定しております。

市町村におかれましては、国のガイドラインと併せ、今回策定の県のガイドラインを活用しながら、災害時要援護者の支援対策について、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

このガイドラインが、市町村の皆様のマニュアル策定の契機となり、地震災害を含めた災害に万全を期し、『みやぎ保健医療福祉プラン』の基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現に向けた一助となるよう期待してやみません。

平成18年10月

宮城県保健福祉部長 加藤 秀郎

# 目 次

## 第1編 基本的な考え方

### 第1章 災害時要援護者支援について

第1節 「災害時要援護者支援ガイドライン」の趣旨	・・・	5
第2節 平常時における要援護者支援対策の必要性	・・・	5
第3節 要援護者支援における「共助」の重要性	・・・	5
第4節 「市町村災害時要援護者支援マニュアル」の策定	・・・	6

### 第2章 要援護者について

第1節 定義	・・・	7
第2節 具体的な要援護者	・・・	7
第3節 要援護者の特徴把握の必要性	・・・	7

## 第2編 平常時における要援護者支援対策

### 第1章 要援護者情報の把握・共有について

第1節 情報の把握・共有の重要性	・・・	8
第2節 現状の課題とその対応策	・・・	8
第3節 地域特性を考慮した把握	・・・	10
第4節 避難支援が必要な要援護者の把握	・・・	10
第5節 障害者の把握	・・・	11
第6節 災害時にのみ要援護者となる者の把握	・・・	11
第7節 同意が得られない場合の対策	・・・	11
第8節 要援護者情報の共有と管理	・・・	12
第9節 情報提供制度（登録制度）の整備	・・・	13

### 第2章 情報伝達手段・体制について

第1節 防災情報伝達手段・体制の整備の重要性	・・・	14
第2節 現状の課題とその対応策	・・・	14
第3節 要援護者への配慮	・・・	14
第4節 平常時から実施しておくべき対策	・・・	16
第5節 避難準備情報の基準策定	・・・	17

### 第3章 避難誘導等の支援体制構築について

第1節 支援体制構築の重要性	・・・	18
第2節 現状の課題とその対応策	・・・	18
第3節 平常時から実施しておくべき対策	・・・	18

第4章	避難所における対策について	
第1節	避難所における対策の必要性	・・・ 2 1
第2節	現状の課題とその対応策	・・・ 2 1
第3節	要援護者への配慮	・・・ 2 1
第4節	平常時から実施しておくべき対策	・・・ 2 3
第5章	防災関係機関・福祉関係機関等の連携強化について	
第1節	連携強化の必要性	・・・ 2 7
第2節	現状の課題とその対応策	・・・ 2 7
第3節	防災関係部局、福祉関係部局等、防災・福祉等関係者の連携	・・・ 2 8
第4節	防災研修、防災訓練の実施	・・・ 2 8
第6章	要援護者自身の取組について	
第1節	要援護者自身の取組の必要性	・・・ 2 9
第3編	災害発生時における要援護者支援対策	
第1章	災害情報の伝達及び安否確認について	
第1節	災害発生時の対応	・・・ 3 0
第2章	避難誘導等の支援体制について	
第1節	災害発生時の対応	・・・ 3 1
第3章	避難所における対策について	
第1節	災害発生時の対応	・・・ 3 4
第2節	災害関連死等の防止	・・・ 3 4
第3節	避難所における情報提供	・・・ 3 5
第4節	福祉避難所への受け入れ	・・・ 3 6
第5節	医療機関への移送	・・・ 3 6
第6節	社会福祉施設等への緊急入所等	・・・ 3 6
第7節	ボランティアとの連携	・・・ 3 6
第8節	各国の在日大使館・領事館への支援要請	・・・ 3 7
第4章	応急仮設住宅への入所等について	
第1節	要援護者に配慮した応急仮設住宅の整備	・・・ 3 8
第2節	要援護者に配慮した応急仮設住宅の入居募集及び入居決定	・・・ 3 8

## 第4編 災害復興期における要援護者支援対策

### 第1章 各種支援対策について

- |                           |     |    |
|---------------------------|-----|----|
| 第1節 各種保健福祉サービス等の継続提供（BCP） | ・・・ | 39 |
| 第2節 復興期におけるメンタルケアの実施      | ・・・ | 39 |
| 第3節 要援護者に対する生活再建支援        | ・・・ | 39 |

### 資料編

- 資料1 本県における要援護者の状況
- 資料2 情報連絡カード作成例
- 資料3 市町村避難支援プラン作成例
- 資料4 災害時情報提供制度登録申請書作成例

## 第1編 基本的な考え方

### 第1章 災害時要援護者支援について

#### 第1節 「災害時要援護者支援ガイドライン」の趣旨

「災害時要援護者支援ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、災害発生時における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）に対する支援を適切かつ円滑に実施するため、市町村が行う当該支援のあり方について、県の基本的な考え方を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、主として在宅の要援護者を対象として作成するものであるが、市町村においては、単に高齢者・障害者等というだけでなく、家族の同居状況など、避難時の支援の必要性を考慮しながら、要援護者の把握に取り組むことが必要である。

#### 第2節 平常時における要援護者支援対策の必要性

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、平常時における防災対策の有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。

このため、市町村は、災害発生時における要援護者の迅速かつ的確な避難支援の実施を図るため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報伝達手段・体制の整備及び避難誘導等の支援体制確立について、積極的に取り組む必要がある。

#### 第3節 要援護者支援における「共助」の重要性

災害発生時に最も重要となるのは、自らの身を守る「自助」であり、このことは、要援護者及びその家族にも当てはまるものである。

しかし、要援護者は、その身体的な特性等により、「自助」が困難である場合が想定されることから、要援護者支援においては、自治会や自主防災組織、近隣住民等の地域における支援活動（＝「共助」）が特に重要となるものであり、この「共助」の取組を促進させるためには、自治会等の小地域を単位として、日ごろから訪問活動や諸行事の案内などを通じた一層の地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係作りが大切である。

このため、市町村においては、社会福祉協議会や民生・児童委員と連携しながら、自治会長、近隣住民、ボランティア等の参加による小地域のネットワーク活動支援や地域コミュニティの互助意識の醸成、要援護者と地域との交流促進について積極的に取り組むとともに、このような要援護者支援活動を継続的なものとするため、当該活動を地域の活動として組織的に展開していくことが必要である。

また、防災研修会、防災訓練、防災関係イベント等の開催を通じて、地域住民

に防災について考える機会を提供することや相談窓口の設置、緊急通報システムの活用といった要援護者支援方法の普及啓発についても、積極的に取り組むことが大切である。

#### 第4節 「市町村災害時要援護者支援マニュアル」の策定

要援護者支援については、「自助」・「共助」による支援のあり方及び「自助」・「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方についての検討が必要である。

このため、市町村においては、これらの点を踏まえながら、災害時の情報伝達・避難支援体制の構築及び要援護者支援対策の基本となる市町村ごとの「市町村災害時要援護者支援マニュアル」の策定について、積極的に取り組む必要がある。

## 第2章 要援護者について

### 第1節 定義

要援護者とは、災害に対処するに際して、何らかのハンディキャップを有することにより他者の援護を必要とする者を意味し、次のように定義される。

自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知することができない、又は困難な人。

自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な人。

危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な人。

危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な人。

### 第2節 具体的な要援護者

具体的な要援護者としては、以下の者が想定される。

高齢者（一人暮らし高齢者（高齢者のみの世帯）、寝たきり高齢者、認知症高齢者など）

身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者など）

知的障害者

精神障害者

常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている者、難病等の者（医療機器等装着している者）、低肺機能者（酸素吸入が必要な者）など）

乳幼児・児童（特に低学年児童）

なお、災害時においては、妊産婦や外国人（日本語理解が十分でない者）、地域の地理に不案内な旅行客も要援護者となりうることに留意する必要がある。

### 第3節 要援護者の特徴把握の必要性

要援護者には、様々なハンディキャップを抱えた人が含まれており、その支援を的確かつ有効に行うためには、要援護者一人ひとりに対する個別具体的な対応が必要である。

このため、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、要援護者一人ひとりに関する各種状況、及びそれに付随する関連情報を的確に把握するとともに、把握した情報に基づく要援護者ごとの特性に配慮した支援内容を作成することが重要である。



## 第2編 平常時における要援護者支援対策

### 第1章 要援護者情報の把握・共有について

#### 第1節 情報の把握・共有の重要性

災害発生時における要援護者の避難誘導、安否の確認及び避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握・共有が必要であり、市町村においては、対象者の考え方（範囲）を明らかにした上で、重点的・優先的に進めていくことが必要である。

このため、平常時から要援護者の居住地や生活状況を把握し、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

#### 第2節 現状の課題とその対応策

現状においては、情報の把握・共有に際して、次のような問題点が挙げられる。

防災関係機関と福祉関係機関等の連携が不十分であるため、災害時における要援護者が必要とする支援内容の把握が十分に行われていない。

個人情報の取り扱いやプライバシー保護の観点が明確でないため、要援護者情報の把握・共有が進んでいない。

要援護者情報の収集に積極的に取り組む場合、相手方の同意を得ながらの収集には限界がある。

これらの課題に対する基本的な対応策としては、次のとおりである。

【対応1】 市町村は、要援護者の把握や避難支援体制構築の必要性について、行政機関内のみならず、自治会や自主防災組織内にも、広報等により周知し、その取組への気運を醸成するよう努める。

【対応2】 要援護者情報の把握・共有に当たっては、個人情報保護の観点から、「手上げ方式」及び「同意方式」が望ましいが、その場合でも、後々のトラブル防止に備え、情報把握の同意については、文書で得るものとする。

なお、情報の把握に当たっては、各市町村の個人情報保護条例に従い適正に収集しなければならない。

【対応3】 既に「手上げ方式」及び「同意方式」により情報収集を行っている市町村については、その取組の段階と実効性を考慮し、必要に応じて「関係機関共有方式」を積極的に活用する等、迅速な情報把握に努める。

〔参考：平成18年3月 国「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より〕

#### 関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

#### 手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

#### 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握する方式。

要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率よく迅速な情報収集が困難である。

このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環と位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい。

### 第3節 地域特性を考慮した把握

市町村は、次のような地域特性を考慮しながら、社会福祉協議会及び民生・児童委員と連携して要援護者の把握を行うことが必要である。

#### 地縁的結合の強い地域

昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では、社会福祉協議会、障害者団体、民生・児童委員と連携して、要援護者本人に支援制度の趣旨について周知を図るとともに、防災関係機関等を含めた要援護者情報の共有についての同意を得ながら、最終的に避難支援プラン等の作成につなげるものとする。

#### 都市部の地域

都市部においては、要援護者本人への個別周知が困難な場合が多いため、相談窓口の設置による情報収集に積極的に取り組む必要がある。

このため、障害者団体や介護保険制度関係者等の協力を得ながら、支援制度の趣旨及び相談窓口設置についての周知を積極的に進めるものとする。

### 第4節 避難支援が必要な要援護者の把握

市町村は、移動の付き添いや車での搬送が必要となる要援護者について、避難支援に関する相談窓口を設置するなどしてその把握を行い、窓口での相談内容に応じた避難支援プランの作成に取り組むことが必要である。

相談内容に関し、社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、自主防災組織等への情報提供について、要援護者本人の同意が得られる場合、避難支援者の選定については民生・児童委員と連携して行うものとし、避難支援プランの作成については自治会、自主防災組織等の協力を得ながら進めるものとする。

避難支援者については、要援護者本人の希望を優先して選定するものとし、避難支援プランについては、本人の同意が得られた範囲（防災関係部局、自治会等）で情報共有するとともに、情報の把握に当たっては、市町村が社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会等と連携し、避難支援の観点から優先順位を考慮した把握を進めるものとする。

市町村の防災関係部局においては、得られた要援護者情報を基に避難準備情報や避難勧告等の発令時期を判断するとともに、消防団等が避難支援活動を実施する際にも、当該要援護者情報を活用するものとする。

#### 優先して対応すべき要援護者の例

一人暮らし高齢者（高齢者のみの世帯）、認知症高齢者  
身体障害者（1・2級）、知的障害者（療育手帳A）  
介護保険の要介護度3以上 等

## 第5節 障害者の把握

市町村は、障害者手帳の交付やサービス申請の機会を通じて、相談窓口及び各種支援制度の周知を進めるとともに、障害者団体の協力を得ながら、情報の把握を行うことが必要である。

## 第6節 災害時にのみ要援護者となる者の把握

市町村は、妊産婦や外国人居住者については、情報提供制度を整備した上で、本人あるいは避難支援者に対してメール、FAX、電話連絡等による防災情報の提供を行うものとするが、特に外国人については、自治会等での行事参加や地元で開催されている外国人向け日本語教室、外国人雇用企業等を通じた情報把握に努めることが必要である。

## 第7節 同意が得られない場合の対策

市町村は、要援護者の把握や避難支援プランの作成に際して、本人の同意が得られない場合であっても、必要な情報が確実に伝わるよう、当該支援者等に対してメール、FAX、電話連絡等による防災情報及び避難情報の伝達体制を構築することが必要である。

また、同意が得られない要援護者への対策として、関係機関共有方式を積極的に活用することにより、市町村内部、消防本部、警察等との情報共有を図るとともに、災害発生時には、生命や身体保護のため、必要に応じて情報が取り出せるよう整理しておくことが重要である。

なお、関係機関共有方式を用いた情報の共有化については、本人の同意を得ない個人情報の提供に該当するため、各市町村が定める個人情報保護条例により、その提供が制限されることから、行政機関等以外へ情報提供する場合には、当該個人情報の提供が明らかに要援護者本人の利益になることを前提として、個人情報保護審議会の審議を経れば共有が可能であることを踏まえ、提供先における守秘義務の徹底（誓約書や協定を結ぶなど）を担保した上で情報提供することが必要である。

〔参考：「宮城県個人情報保護条例」より〕

（利用及び提供の制限）

第八条 実施機関は、前条第一項の目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 法令に定めのあるとき。
- 三 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 四 出版、報道等により公にされているとき。
- 五 専ら学術研究等の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- 七 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を使用することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

## 第8節 要援護者情報の共有と管理

市町村が把握した要援護者に関する個人情報については、特にプライバシーに配慮した取り扱いが求められるため、その管理には細心の注意が必要となる。

### 情報管理の徹底

要援護者情報の登録内容は、個別具体的な個人情報を含むため、市町村及び関係者は、個人情報の漏えい防止及びその他個人情報の管理に関する適切な措置を講じる必要がある。

このため、要援護者の同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードにより管理する、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するなど、当該情報に関する徹底した管理体制の構築が必要である。

### 関係機関共有方式の活用

関係機関共有方式の活用については、要援護者本人の同意が得られない場合、又は避難支援プランの策定を早急に進める場合等において活用を検討するものとし、その活用のタイミングについては、市町村ごとの取組の

段階と実効性に応じた判断が必要である。

また、その場合においても、個人情報保護条例の情報収集や利用・提供の制限規定に抵触しないよう留意するとともに、個人情報の使用目的、使用方法に制限を付した上で情報提供するなどの措置が必要である。

なお、関係機関共有方式であっても、個人情報の漏えい防止及びその他個人情報の管理に関する適切な措置を講ずる必要がある。

#### 最新情報の把握

転出・転入、転居などにより要援護者情報に変更が生じる場合があるので、定期的に情報内容を点検し、常に最新情報の把握に努める必要がある。

### 第9節 情報提供制度（登録制度）の整備

市町村は、要援護者を対象とした情報提供・安否確認のための登録制度の整備に努め、メール、FAX、電話連絡等による防災情報の提供及び安否確認の実施について、積極的に取り組むことが必要である。

当該情報提供の対象者は、要援護者本人、家族及び避難支援者に加え、要援護者の受け入れ先ともなる社会福祉施設や医療機関等も対象とする。

当該制度への登録申請に際し、個人情報を社会福祉協議会及び民生・児童委員に提供することについて、あらかじめ要援護者本人から同意を得るものとし、可能であれば、停電時や電話の輻輳時等における自治会などへの情報提供についても、併せて同意を得るものとする。

登録に際しては、申請書に避難の際に必要な配慮（付き添い、車での搬送が必要など）を具体的に記載してもらうものとし、得られた情報は個別の避難支援プラン作成の際に活用するものとする。

情報提供・安否確認の実施に際しては、自治会や自主防災組織、近隣住民、社会福祉協議会、民生・児童委員と連携して行うものとする。

## 第2章 情報伝達手段・体制について

### 第1節 防災情報伝達手段・体制の整備の重要性

要援護者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディキャップを抱えているため、迅速かつ正確な情報伝達が重要となる。

このため、市町村は、要援護者に対する具体的かつ実効性のある情報伝達手段と情報伝達体制を整備し、これを避難支援プランに反映させることが大切である。

### 第2節 現状の課題とその対応策

現状においては、情報伝達手段・体制の整備に際して、次のような問題点が挙げられる。

防災情報の伝達体制が十分に整備されていないため、要援護者に防災情報が行き渡らない。

防災情報を要援護者に直接伝えるための伝達体制が十分に整備されていない。

利用可能なインターネット上の防災情報や避難勧告・避難指示の周知が、要援護者に対して十分にできていない。

避難勧告等の具体的な基準が無いため、適切なタイミングで発令することができない。

これらの課題に対する基本的な対応策としては、次のとおりである。

【対応1】 地域、自治会、自主防災組織等による電話、訪問による伝達体制を構築する。

【対応2】 同報系無線の整備、携帯電話メール及び一斉FAXを活用した要援護者及び避難支援者への一斉伝達システムの整備を図る。

【対応3】 ハザードマップや県危機対策課、県国際政策課（災害時外国人サポート・ウェブ<H19.4~>）ホームページ等の周知・活用を行う。

【対応4】 避難準備情報及び避難勧告等の基準策定を行う。

### 第3節 要援護者への配慮

要援護者には「自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知することができない、又は困難な人」、「危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な人」が含まれるため、要援護者への情報伝達に当たっては、次のような特徴を考慮した伝達を行うとともに、要援護者が災害の状況を理解し易いよう、災害情報を段階的に分かりやすい言葉で伝えることが必要である。

また、停電時等には、コミュニティFMを活用した防災情報の伝達や自治会などの地域を中心とした訪問による伝達なども必要となる。

高齢者（高齢者のみの世帯）

体力が衰え行動機能が低下している場合や緊急事態の察知が遅れる場合

があるため、避難に向けて心の準備ができるよう、なるべく早い段階から災害に関する情報を提供するとともに、情報から取り残されないことのないよう防災行政無線に加え、電話や訪問により、直接本人に伝達するよう配慮する必要がある。

#### 視覚障害者

防災行政無線に加え、メールの一斉伝達システムを整備し、メール内容の音声読み上げ機能付き携帯電話等を活用した情報伝達を実施することが有効である。

また、災害時は日常の生活圏であっても認知地図（ ）が使用不能となる場合があるため、家族、避難支援者にもメール等による情報伝達を行い、迅速な避難支援を促す必要がある。

認知地図・・・人それぞれが自分の頭の中に作り上げている地図のこと。

#### 聴覚障害者

防災情報や避難勧告等は、防災行政無線や広報車を中心に伝達されているが、聴覚障害者に配慮するため、メール、一斉FAXサービスなどの文字による防災情報や避難勧告等の情報伝達を行う必要がある。

また、本人に直接伝える場合には、ジェスチャーを交えながら、正面から口を大きく動かして会話する方法、手のひらや紙に文字を書いて伝える方法などで行う。

外国人（日本語理解が十分でない者）

外国人が居住する地域や外国人観光客の多い地域については、防災行政無線に多言語情報を追加したり、「やさしい日本語」を使用したりすることが必要である。

また、携帯電話等のメールや一斉FAXサービスについても、多言語情報とすることで有効な情報伝達が可能となる。

#### 「やさしい日本語」の例

「人が集中している」 「人がたくさん集まっている」

参考：「新版・災害が起こったときに外国人を助けるためのマニュアル」

弘前大学人文学部社会言語学研究室

減災のための「やさしい日本語」研究会

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/newmanual/top.html>

#### 旅行者

旅行者が多い地域においては、地域の地理に不案内な旅行者のために、避難場所や避難経路について、分かりやすく案内・掲示するなどの配慮が必要である。

#### 避難支援者等への伝達

避難支援は、家族や地域、自治会等による取組を基本とするが、寝たき



り高齢者や認知症高齢者、知的障害者、児童等が避難するためには、家族や避難支援者が迅速に避難支援行動を開始する必要がある。

平日の昼間等であれば、家族や避難支援者が地域におらず、要援護者のみが家にいる場合もあるため、外出先でも情報が入手できるよう、市町村においては、携帯電話のメール機能を活用した防災情報の一斉伝達を実施するなどして、家族や避難支援者による円滑な避難支援活動を支えていく必要がある。

また、迅速な受入体制の構築を図るためには、避難所で生活することができない要援護者の受入先となる社会福祉施設や医療機関等へも同様に防災情報を提供する必要がある。

#### 第4節 平常時から実施しておくべき対策

##### (1) 電話、訪問等の直接的な伝達体制の整備

情報の伝達手段が多様化した現在においても、一人暮らしの高齢者等には、防災行政無線による伝達に加えて、自治会、自主防災組織等の地域を中心とした電話、訪問による直接的な伝達が必要である。

市町村は、社会福祉協議会、民生・児童委員と連携し、自治会、自主防災組織を中心とした連絡体制の構築を図るとともに、必要に応じて、市町村の福祉関係部局、消防団員等が支援できる体制を構築するものとする。

##### (2) インターネットを活用したハザードマップ・防災情報等の周知・利活用

市町村は、住民による迅速な避難行動を支援するため、インターネットを用いて市町村ハザードマップや避難所の場所などの防災情報を積極的に公開し、その周知・利活用に取り組むものとする。

市町村は、住民に対して、県危機対策課や県国際政策課のホームページに掲載されている防災情報等の周知・活用に取り組むものとする。

インターネット上には、国や地方自治体以外にも、民間企業による気象・防災情報が多数公開されている。

その中には有用な情報も数多く含まれていることから、市町村は、住民に対して、その周知・活用に取り組むものとする。

##### (3) メール、FAX等による一斉伝達手段の整備

避難勧告等を発令しても、広報車による広報だけでは聴覚障害者へ伝達できず、停電時にはFAX、テレビも使用できないことから、市町村においては、聴覚障害者に配慮した情報伝達を実施するため、FAX等に加え、メールによる防災情報、避難勧告等の情報伝達体制を構築する必要がある。

市町村は、確実な防災情報の伝達を実施するため、メールにおいては返信確認機能を有する一斉同報システムを整備することが望ましい。

市町村は、避難勧告等発令状況を住民が確認するためのテレホンサービ

スの提供を行うことにより、災害時の事務負担の増加を抑えながら、住民への周知を図ることが可能となる。

(4) 多言語による情報提供の確保

市町村は、外国人住民・観光客に対する情報提供の方法について、翻訳ツールの利用や外国語通訳者の活用などにより確保し、防災無線、FAX、メール等の情報を多言語化できるようにすることが必要である。

第5節 避難準備情報の基準策定

近年の特徴として、高齢者等要援護者の被災の多いこと、及び避難途中で被災している者の多いことが課題として取り上げられていることから、市町村においては、迅速かつ確実な住民の避難を促すため、関係機関と連携して、できる限り「避難準備情報」の具体的な基準作成に努める必要がある。

また、大雨による災害など、発令時期をある程度事前に把握できる場合においては、対象地域における要援護者の状況を考慮する必要がある。

(1) 避難準備情報基準の策定

基準の策定にあたっては、過去の災害発生時の状況を勘案し、管内における過去24時間の雨量、直近3時間の雨量、時間雨量、河川の警戒水位、特別警戒水位等を対象に検討し、以後に避難勧告を発令すると判断される場合には、直ちに避難準備情報を発令し、要援護者の迅速な避難を促す必要がある。

また、市町村においては、少なくともこの避難準備情報を発令した段階では、避難所を開設する必要があることから、福祉関係部局と連携した情報基準の策定・検討が必要となる。

避難準備情報の伝達文例

こちらは、市(町・村)です。ただ今、時分に地区に避難準備情報を出しました。

川がの付近まで増水し、水位の上昇が続いています。

今後川が溢れる恐れがありますので、お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難所へ避難してください。

その他の方も避難の準備を開始してください。

(2) 住民理解の促進

要援護者や避難支援者の迅速・的確な避難行動を促すためには、あらかじめ避難勧告等の発令基準や伝達方法について周知し、避難行動のあり方について理解を求めておく必要がある。

### 第3章 避難誘導等の支援体制構築について

#### 第1節 支援体制構築の重要性

災害発生時の避難誘導や安否確認を適切に行うためには、地域住民及び関係する機関相互の協力が不可欠である。

このため、市町村は、平常時から消防団や自主防災組織、自治会、民生・児童委員等と連携を図り、災害発生時に各機関が具体的にどのような支援を行うのかといった役割分担や各機関が確認した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約方法などについて、互いに共通認識を持つことが重要である。

#### 第2節 現状の課題とその対応策

現状においては、支援体制構築に際して、次のような問題点が挙げられる。

避難途中など、高齢者等要援護者の被災が多い。

要援護者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していない。

これらの課題に対する基本的な対応策としては、次のとおりである。

【対応1】 地域及び関係団体による支援・協力体制の構築を図る。

【対応2】 避難支援プランの策定を促進する。

#### 第3節 平常時から実施しておくべき対策

##### (1) 避難誘導等の支援体制づくり

災害発生直後において、行動等に制約のある要援護者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族のほか、近隣住民、自治会等の積極的な協力が必要である。

被災者の避難誘導等を市町村が中心になって行う場合には、要援護者のプライバシーを確保しながら、地域住民や社会福祉協議会等関係団体の協力を得ることが必要である。

##### (2) 関係団体等との協力体制の構築

要援護者の避難誘導を適切に行うためには、社会福祉協議会、消防団、福祉関係団体、ボランティア団体、社会福祉施設、医療機関等との支援協力体制を整備しておくことが重要である。

市町村は、上記関係団体の車椅子やストレッチャー対応福祉車両の保有状況を把握するため、日ごろからこれらの団体との連携を密にし、災害発生時における協力体制の構築を図る必要がある。

##### (3) 避難支援プランの策定

市町村は、災害時においては、地域住民の協力を得ながら、要援護者の避難

誘導等を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ要援護者一人ひとりに応じた個別の避難支援プランを策定しておく必要がある。

なお、市町村は、地域における要援護者数を考慮した上で、支援体制、福祉避難所の指定、資機材の整備、避難準備情報の発令時期等についての検討を行うことが重要である。

#### 避難支援プラン策定の視点

避難支援プランを策定する際には、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導までの一連の流れを想定した具体的な内容を定める必要がある。

#### 要援護者の日常生活パターンの把握

- ・ 要援護者を取り巻く状況（家族構成、同居者、近隣住民の状況等）
- ・ 日中の行動パターン（通学、通勤、通所、通院状況等）
- ・ 家庭の行動パターン（自宅での居場所、寝室の位置等）

#### 緊急時の情報伝達手段の検討

- ・ 本人、家族、支援者等の連絡先
- ・ 訪問、電話、メール、FAX等の伝達手段

#### 避難誘導方法

- ・ 人的協力体制（複数の支援者）
- ・ 避難誘導先（避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）
- ・ 避難誘導手段（福祉車両、移動用具等）

#### 避難支援プラン策定に当たっての留意事項

##### 要援護者の自助努力の促進

避難支援プランが作成されたからといって、必ず助けてもらえると思いい込んで待っているだけではいけないこと、自ら周囲の人々と良好な関係を築いていく必要があること、避難支援者にもどのような事情が発生しているか分からないため、避難支援者の責任を問うことはできないことを理解してもらう必要がある。

また、台風などが接近する前に自主的に避難したような場合は、避難支援者に不在を連絡するといった相互連絡も必要になることを理解してもらう必要がある。

##### 要援護者からの同意

策定にあたっては、あらかじめ本人及び家族に趣旨や内容を説明し、同意を得た上で策定する必要がある。

##### 要援護者への聞き取り

策定は、本人及び家族からの聞き取りにより行う必要がある。

なお、必要に応じて、担当の民生・児童委員、自治会、自主防災組織、福祉関係者、主治医等との連携を図り策定することとなるが、その場合においても本人及び家族の同意を得た上で策定することが必要である。

#### 策定後の情報管理

策定した避難支援プランは、原則として、市町村、本人、避難支援者及び本人が同意した者のみが共有し、個人情報が増えることのないよう、保有・管理について十分配慮する必要がある。

また、緊急時に円滑な避難支援が図れるよう、随時関係者で内容を検討し、適宜避難支援プランの見直しを行うことが大切である。

#### 避難支援者

災害時の緊急性を考慮すると、避難支援者は要援護者の近隣に居住していることが望ましいため、本人の希望を尊重しながら、民生・児童委員の協力を得て避難支援者を選定する必要がある。

また、市町村は、自助・共助による支援が受けられない要援護者に関して、相談窓口等において消防、警察、消防団等の救援機関、介護保険制度関係者、障害者団体、福祉関係者等の関係機関と連携しながら避難支援者を選定するものとする。

避難支援者自身が不在である場合や被災する場合も考慮し、複数の避難支援者を決めておく必要がある。

要援護者は、災害時にどのような行動をとれば良いのかについて、あらかじめ考えておく必要があるが、いざという時は心理的に混乱して適切な行動がとれないことも想定されることから、避難支援者に対して要援護者がとるべき行動を知らせておく必要がある。

避難支援者は、日頃から要援護者とともに避難ルートや避難場所を確認し、緊急時に円滑な行動がとれるよう備えておくことが大切である。

#### (4) 市町村職員の確保

大規模な災害が発生した場合、市町村職員は、被害状況の調査や避難所の開設、被災者に対する各種支援など様々な対応に追われることとなる。

このため、被災状況によっては応急救助活動に支障が生じることも想定されることから、災害時における市町村職員の役割分担を地域防災計画において定めるとともに、要援護者の安否確認や各種支援などを担当する職員についても、併せて定めておくことが望ましい。

## 第4章 避難所における対策について

### 第1節 避難所における対策の必要性

災害時には、自宅に被害を受けた人が、あらかじめ指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することになる。

このような避難所での生活は、急激な生活環境の変化を伴うため、特に、要援護者にとっては、肉体的・精神的に大きな負担となるものであり、避難所運営においては、この点についての適切な配慮が必要となる。

### 第2節 現状の課題とその対応策

現状においては、支援体制構築に際して、次のような問題点が挙げられる。

要援護者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所が十分に整備されていない。

避難所のバリアフリー化等の整備が十分行われていない。

これらの課題に対する基本的な対応策としては、次のとおりである。

【対応1】 福祉避難所の指定を促進するとともに、医療機関・社会福祉施設等との連携体制強化を図る。

【対応2】 避難所におけるバリアフリー化、設備整備・資材備蓄及びボランティア活動の支援を促進する。

### 第3節 要援護者への配慮

#### 高齢者

高齢者は身体機能が低下している場合があるので、出入り口やトイレに近い場所というように、高齢者の状況に応じた避難スペースを確保する必要がある。

また、排泄等介助が必要な高齢者については、別室を設けるなどの配慮を行うとともに、ホームヘルパー等の派遣を要請する必要がある。

なお、不便な避難生活は高齢者の健康への影響が大きいことから、心身の健康状態に十分配慮する必要がある。

#### 認知症高齢者

認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る必要がある。

また、徘徊等の症状がある場合には、周囲の人にも、見守りや声がけを依頼する必要がある。

#### 視覚障害者

できるだけ出入り口に近い場所に避難スペースを確保するなど、移動が極力少なく済むように配慮するとともに、避難所内の居住スペースと通

路の境が分かるように工夫することやボランティア等の協力を得て、避難所内を案内することなどが必要である。

また、仮設トイレを屋外に設置する場合等には、壁伝いに行くことができる場所に設置することや順路にロープ等を張るなどして、移動が楽に行えるよう配慮する必要がある。

情報伝達にあたっては、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供、携帯ラジオの配布などに努めたりすることが必要である。

なお、災害により白杖等の補装具や日常生活用具を破損・紛失した場合には、迅速な修理・支給に努めることとする。

#### 聴覚障害者

聴覚障害者には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ等を活用するほか、音声による連絡は必ず文字でも掲示するとともに、手話通訳者、要約筆記者の配置に努め、支援物資等の情報の受け取りが遅れることがないよう配慮する必要がある。

また、掲示等にはできるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮するとともに、手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るように配慮する必要がある。

なお、災害により補聴器等の補装具や日常生活用具を破損・紛失した場合には、迅速な修理・支給に努めることとする。

#### 肢体不自由者

車椅子が通れる通路の確保やできるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮する必要がある。

また、身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。

なお、災害により車イス等の補装具や日常生活用具を破損・紛失した場合には、迅速な修理・支給に努めることとする。

#### 内部障害者・難病患者

要援護者対応の相談窓口を設置し、特殊な薬剤や食事制限等の疾患に関する必要な情報を確認するとともに、医薬品や衛生材料、医療機器等に必要な電源の確保を行う必要がある。

また、医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、透析可能な病院情報の提供や定期的な治療の継続のための移送サービスの実施、ケアスペースの確保などが必要である。

#### 知的障害者

環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になったりすることがあるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する必要がある。

周囲とコミュニケーションが十分に取れずにトラブルとなったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮も必要である。

### 精神障害者

精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援や医療機関との連絡体制の確保が必要となる。

また、精神障害者の状態の早期安定を図るためには、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係をいかに早く回復させるかということが重要である。

### 乳幼児・児童

乳児に対しては、ミルク用の湯、清潔な哺乳瓶、沐浴の手だてを確保し、離乳食、アレルギー食を準備するとともに、ベビーベッド、紙おむつ等を用意する必要がある。

また、夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮するとともに、被災による精神的な後遺症が残らないよう、特に心のケアが必要である。

児童に対しては、ボランティア等による「遊び場」を設けるなどして、ストレスを緩和するようなケアが必要である。

### 妊産婦

防音や衛生面での配慮、過度に不安にならないよう声をかけるなどの思いやりと心配りが必要である。

また、重篤な疾患がある者については、医療機関との連絡体制の確保が必要である。

### 外国人（日本語理解が十分でない者）

多言語や分かりやすい日本語による情報提供、外国語の理解できる避難支援者の確保が必要である。

また、周囲や避難支援者とコミュニケーションが十分に取れなかったり、習慣が異なることでトラブルとなったりして不安を強めることがあるので、必要な情報を適切に伝えることが大切である。

なお、食事をはじめとして、宗教、風俗等に対する配慮についても留意が必要である。

## 第4節 平常時から実施しておくべき対策

### （1）避難施設等の整備

大規模災害発生時においては、避難所において、要援護者を含む多くの被災者が避難生活を送ることになるが、避難所の構造や設備の面で要援護者への配慮が十分であるとは限らないために、避難所生活をする上で様々な問題を生ずることがある。

また、避難所における要援護者への情報伝達方法や、食料・生活用品・介護用具等の不備などの問題点も生じやすくなるため、避難施設や避難生活に必要な



な物資をあらかじめ整備しておく必要がある。

避難所に指定された施設は、あらかじめバリアフリー化に努めることとするが、バリアフリー化されていない場合は早急に段差解消や洋式トイレの設置等、要援護者に配慮した施設整備を行う必要がある。

避難所となる施設では、要援護者に対し、情報を確実に伝達できるよう、コミュニケーションを確保するための設備の充実を図る必要がある。

要援護者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障害の状況に応じて多様な情報伝達手段を確保しておくことが必要である。

聴覚障害者に対しては、文字放送用テレビ等の設置など、視覚障害者に対しては、音声による伝達手段の確保が必要である。

認知症高齢者などの情報伝達に困難が生じる可能性がある者に対しては、個別に情報伝達手段を確保することが必要である。

手話通訳者や外国語通訳・翻訳協力者と日ごろから連携を図り、災害時に協力を求めることができるような体制を整備しておくことが必要である。

#### 災害時（外国語）通訳ボランティア制度

県では「災害時（外国語）通訳ボランティア制度」を整備しており、被災した市町村等からの求めに応じて外国語通訳ボランティアを派遣するシステムを整備運用している。

問合せ先：県国際交流協会 022-275-3796

県国際政策課 022-211-2971

#### 災害時外国人サポート

財団法人自治体国際化協会では、平成18年4月に、災害発生時の情報提供や避難所等で掲示する告知伝達事項、ラジオ等による放送伝達項目を選定・翻訳（6か国語）の上、これらの情報を音声変換したり、メール情報や掲示ビラとして作成したりする支援プログラムを開発し、CD-Rで配布している。

県国際政策課のホームページでは、平成19年4月に開設予定である「災害時外国人サポート・ウェブ」にこの機能の一部を掲載する予定である。

避難所に指定された施設は、要援護者に配慮した食料や生活用品についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

## ( 2 ) 福祉避難所の指定

福祉避難所は、避難所に避難した要援護者が、避難所での生活に支障をきたす場合に必要な支援を受けられるなど、要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のことであり、市町村は、当該福祉避難所の指定について、積極的に取り組む必要がある。

福祉避難所を指定する場合は、関係機関の協力を得ながら、市町村域内に分散して指定することが望ましいが、独立した適当な施設がない場合については、福祉避難室として避難所の適当な部屋を充てることなども検討しておく必要がある。

また、指定施設に設備・器具等を整備するとともに、これらの調達・確保をするための体制確立についても検討しておく必要がある。

福祉避難所の入所対象者は、専門施設への入所に至らない程度であるが、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者である。

福祉避難所には、その目的から、バリアフリー化されているほか、冷暖房完備等少しでも良い環境が確保できる施設を充てることが望ましい。

要援護者の避難先を福祉避難所に限定するわけではなく、一般の避難所のほかに少しでも良い環境を福祉避難所で確保しようとするものである。

災害発生後に、一般の避難所の中から適当な施設を福祉避難所に充てることは困難であるため、事前に指定し、住民に周知するとともに、災害時には一般の避難者の入所を制限することも必要である。

施設の確保だけでなく、介助員等のマンパワー、設備・器具等の確保についても事前に準備する必要がある。

医療機器を使用している者（人工呼吸器や在宅酸素療法など）の受け入れが予想される場合は、あらかじめ電源設備等を確保しておく必要がある。

## ( 3 ) 医療機関・社会福祉施設・宿泊施設等との連携

避難所に避難した要援護者が、病状等の急変などにより、常時介護や治療が必要となった場合には、緊急入所や一時入所、入院等を検討することが必要となるため、平常時から地域の医療機関や社会福祉施設、介護老人保健施設等との連携を図り、協力体制を整備しておく必要がある。

避難所や福祉避難所から医療機関や社会福祉施設、介護老人保健施設等への移送方法について、あらかじめ検討しておく必要がある。

避難所が被災した場合や避難経路の被災により、あらかじめ定められた避難所に避難できないことが考えられ、差し迫った災害から逃れるために、一時的、緊急的に最寄りの宿泊施設や民間事業所に避難しなければならないことが想定されることから、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めるためにも、複数の避難場所の確保について検討するとともに、宿泊施設や民間事業所と協定等を締結しておくことが必要である。

( 4 ) 人材の確保

避難所及び福祉避難所において、要援護者のニーズを把握し、適切な対応ができるよう人材の確保を図ることが大切である。

( 5 ) 避難所開設・運営の訓練

訓練は、要援護者を含めた多数の住民の参加により、要援護者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容とし、福祉避難所や医療機関とも連携の上、実施することが望まれる。

( 6 ) 避難所の周知

避難所の周知を図る際は、要援護者にも分かりやすいよう、点字やイラスト、易しい言葉でルビを振るなどしたパンフレット・地図等を作成して周知に努めることが大切である。

( 7 ) 医薬品等の調達

障害のある者の中には、固有の福祉・医療用具等が必要な者が多数いるが、使用していたものを災害時に紛失・破損する者も多いため、車イスや補装具、日常生活用品、医薬品、衛生材料、介護用品、介護器具等が迅速に手配できるよう入手経路を確認しておく必要がある。

また、確認した内容に基づき、事前に調達先リストを作成しておくことも必要である。

( 8 ) ボランティア活動支援

災害発生時の救援救護活動等において、ボランティアの果たす役割は極めて大きいため、平常時からその支援体制を整備しておくことが必要である。

このため、市町村は、社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターによる災害発生時におけるボランティア受入れが円滑に行われるよう、ボランティア登録制度の普及、ボランティアコーディネーターの育成、地域住民に対する災害ボランティア研修の実施、ボランティアセンターの立ち上げ訓練などに対する支援に努めることが大切である。

## 第5章 防災関係機関・福祉関係機関等の連携強化について

### 第1節 連携強化の必要性

市町村における防災関係機関と福祉関係機関の相互連携は、要援護者に対する災害情報などの提供及び避難支援などを的確に実施する上で必要不可欠である。

また、外国人が居住する地域や外国人観光客の見込まれる地域においては、外国人施策関係機関との連携も必要となる。

このため、平常時から防災関係機関と福祉関係機関等は、お互いの連携強化に努めることはもちろん、要援護者支援に対する共通した認識を持つことが重要である。

### 第2節 現状の課題とその対応策

現状においては、支援体制構築に際して、次のような問題点が挙げられる。

防災関係部局と福祉関係部局の連携不足により、要援護者や避難支援者への支援体制が不十分である。

要援護者に対する避難支援の必要性についての理解が不十分である。

これらの課題に対する基本的な対応策としては、次のとおりである。

【対応1】 「災害時要援護者支援班」等連携体制の構築を図る。

【対応2】 防災研修・防災訓練を実施する。

〔参考：平成18年3月 国「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より〕

#### 災害時要援護者支援班の設置

市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施すること。

#### 「災害時要援護者支援班」のイメージ

##### 【位置付け】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクトチーム）を設置。災害時は、災害対策本部中の福祉関係部門内に設置。

##### 【構成】

平時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・者で構成。

##### 【業務】

平常時： 要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報 等

災害時： 避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要援護者班等との連携・情報共有 等

### 第3節 防災関係部局、福祉関係部局等、防災・福祉等関係者の連携

要援護者を支援するためには、市町村の防災関係部局・福祉関係部局や社会福祉協議会、民生・児童委員等福祉関係者との連携が重要となる。

また、外国人が居住する地域や外国人観光客の見込まれる地域においては、地域国際化協会や、地域で日本語教室を運営するボランティア団体等との連携も必要となる。

このため、市町村は、平常時から関係機関で構成する連絡会議等を定期的に開催することや、福祉関係者等の会議に防災関係者が参加するなど、防災情報の伝達ルート確立や相談窓口の運営協力体制の構築を図りながら、防災関係部局と福祉関係部局等の連携強化に努める必要がある。

### 第4節 防災研修、防災訓練の実施

市町村は、福祉関係者等に対して防災情報、避難勧告等に関する研修を実施するとともに、防災関係者、自主防災組織、自治会等に対する防災研修において、福祉関係者等の協力を得た上で、要援護者に対する避難支援の必要性についての理解を深める取組に努めることが大切である。

また、自主防災組織の結成及び育成強化のためにも、住民が参加する防災訓練の実施といった要援護者対策を考える機会の提供など、地域における普及啓発についても努める必要がある。

#### 防災訓練への外国語通訳者派遣

県国際交流協会又は県国際政策課を通じて、外国人の参加する防災訓練に、外国語通訳ボランティアの研修を兼ねて、外国語通訳者を派遣することが可能である。

## 第6章 要援護者自身の取組について

### 第1節 要援護者自身の取組の必要性

要援護者自身についても、災害時対応の基本は自助であるため、平常時から地域や避難支援者等と積極的に関わりを持っておくことや緊急通報システムといった既存の制度を有効に活用することが大切である。

また、市町村においては、要援護者自身が平常時にできることについて、広報等を通じた周知に努めることが必要である。

#### 情報連絡カードの携帯

避難誘導時や避難所において援助が必要な事項について、あらかじめ記載した情報連絡カードの作成・所持を促すものとする。

特に、内部障害者や難病患者は、治療や薬剤に関することを適切に伝えられるよう整理しておく必要がある。

#### 必要な物資の備蓄

災害発生時の備えとして、あらかじめ必要な物資や予備薬品等を備蓄し、災害発生時には本人又は避難支援者がすぐに持ち出せるよう非常持出品の準備を啓発することが大切である。

#### 非常持出品の例

食料 : 乾パン、クラッカー、ビスケット、レトルトご飯、缶詰などの火を用いずに食べられるもの。

飲料水 : ミネラルウォーター、ペットボトルのお茶など。

救急用具 : 常服薬、風邪薬、胃腸薬、傷薬、脱脂綿、絆創膏、包帯など。

衣類 : 下着、タオル、毛布、軍手、雨具など。

貴重品 : 現金、通帳、印鑑、健康保険証、傷病歴資料など。

その他 : 懐中電灯、蝋燭、マッチ、携帯ラジオ、乾電池、缶切、栓抜、携帯用ナイフ、ヘルメット、紙食器類など。

この他、紙おむつ、携帯トイレ（洋式）、カセットコンロ、携帯用燃料などについても、必要に応じて用意する。

#### 防災訓練への参加、避難所等の確認

要援護者及び避難支援者に対し、平常時から地域の防災訓練等への参加や自ら避難所・避難路の状況を把握する取組を促すことが大切である。

#### 要援護者相互による支援への配慮

要援護者であっても、被災状況によっては、要援護者同士が互いの話し相手となることで、他の要援護者の大きな支えとなりうるため、市町村は、日ごろから老人クラブ等と連絡を取るなどして、そのような活動をできるだけ円滑に実施できるよう配慮することが大切である。

## 第3編 災害発生時における要援護者支援対策

### 第1章 防災情報の伝達及び安否確認について

#### 第1節 災害発生時の対応

##### (1) 風水害の場合

市町村は、住民への防災行政無線や広報車、ケーブルテレビ等による防災情報の伝達に加え、要援護者やその家族、避難支援者、関係施設等の迅速な避難行動を促すため、事前に登録した者を対象にメール、FAX、電話等による防災情報の提供を行うものとする。

情報提供に当たっては、伝達内容を事前になるべく平易な表現で定め、具体的に危険性が分かる状況や避難所の開設情報等を加えて提供するものとする。

情報伝達に当たっては、市町村が主体となり、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生・児童委員等の協力を得ながら実施することとし、災害により電話等の通信手段が寸断され、連絡が取れない場合においては、危険性を十分に考慮した上で、自治会、民生・児童委員の訪問による伝達の協力を要請するものとする。

安否確認を行う必要がある場合は、事前に共有した名簿等を用いて、社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、自主防災組織等と連携して行うものとする。

##### (2) 地震・大規模事故等の場合

地震発生時には、津波注意報・警報の発令、避難勧告、火災の発生状況、避難所の開設情報等を早急に伝達するとともに、安否確認を行う場合は、電話の輻輳を考慮し、事前に共有した名簿等を用いて、社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、自主防災組織等と連携して行うものとする。

沿岸部においては、津波による甚大な被害が危惧されることから、災害発生直後における迅速かつ的確な情報伝達と安否確認が極めて重要であり、宮城県津波対策ガイドラインを参考として、その対策について積極的に取り組む必要がある。

避難所に避難せず、自宅で生活する要援護者に対しては、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、水・食料等の入手方法、医療・福祉サービス、ライフラインの復旧状況等のきめ細やかな情報提供が行われるよう配慮することも大切である。

## 第2章 避難誘導等の支援体制について

### 第1節 災害発生時の対応

#### (1) 要援護者に対する避難誘導等

避難準備情報の発令により避難が必要となった場合は、避難支援プランに基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）で、あらかじめ定めておいた場所（避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ要援護者を誘導・搬送するものとする。

災害発生直後、行政機関等による支援体制が整うまでの間は、地域住民による活動が中心となることから、自治会や自主防災組織等、地域住民による支援体制を活用して避難誘導を行うことに留意する必要がある。

避難支援者へは、浸水等により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合に備えて、自宅や隣接建物（なるべく鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の上階、高台等へ緊急的に避難するなどの行動をとることについて、周知を行うものとする。

災害発生時の安否確認を速やかに行うことは、取り残された要援護者の救出にとって極めて重要であるため、既に避難してきた住民から情報収集を行うとともに、状況が把握できない要援護者の所在を早急に確認するものとする。

避難が必要な地域内において、あらかじめ同意が得られない等の理由により、避難支援プランが策定されていない要援護者については、緊急的な措置として、福祉部局等で保有している既存の情報を活用し、できる限り迅速に安否確認を行う必要がある。

要援護者のうち、難病患者や内部障害者等は、医療行為が受けられなくなると生命に関わる場合があることから、消防本部と連携し、早急に受入病院や医療機器・移送手段の確保等必要な連絡・調整を行うことが重要である。

#### (2) 要援護者避難誘導時の留意点

##### 高齢者

自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させる。

また、日ごろから服用している薬があるかどうか確認し、携帯する。

##### 認知症高齢者

努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにするとともに、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させて、一人にはしないよう気を付ける。

また、災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動を取っても叱ったりせず、激しい興奮状態が続くような時は、他の人から離れたところで様子を見るようにする。



### 視覚障害者

日常生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合があることに留意し、誘導するときは視覚障害者より半歩前に立ち、杖を持たない方の手で肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩いて誘導する。このとき杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。

また、環境の変化を口頭で伝え、段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。

なお、盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。

### 聴覚障害者

手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。

### 肢体不自由者

自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させる。

### 内部障害者・難病患者

常時使用している医療機器（機器によっては、電源や酸素ボンベなどが必要）を確保するとともに、必要とする医薬品や病状を適切に伝えられるようあらかじめ記載した手帳等を携帯する必要がある。

また、自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させるとともに、必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する必要がある。

### 知的障害者

努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにするとともに、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させて、一人にはしないよう気を付ける。

また、災害の不安から大声や奇声を上げたり、救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなども考えられるが、そういった行動をしても、叱ったりしないことが大切である。

### 精神障害者

努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにするとともに、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させて、一人にはしないよう気を付ける。

また、災害の不安から大声や奇声を上げたり、救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなども考えられるが、そういった行動をしても、叱ったりしないことが大切である。

なお、発作がある場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し、指示を受ける必要がある。

妊産婦

基本的に自分の判断で行動可能であるが、素早い行動が困難な場合も想定されるため、家族や避難支援者の適切な避難誘導が必要である。

外国人（日本語理解が十分でない者）

日本に来て間もない外国人や旅行中の外国人は、日本の自然災害への知識が少ないこともあり、速やかな避難行動につながらないことがある。

このため、多言語ややさしい日本語、イラスト（ピクトグラム）を使用したり、身振り等により状況を説明したりして避難誘導することが必要である。

### 第3章 避難所における対策について

#### 第1節 災害発生時の対応

避難所においては、学校の多目的室などの既に冷暖房設備が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペースなどを要援護者の避難場所として充てるように配慮することが必要である。

必要スペースについては、要援護者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車椅子の通れるスペース及び要援護者や介護者等が静養できる空間の確保等に努める必要がある。

要援護者については、心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要である。

保健・福祉部門の職員が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容を的確に把握するとともに、名簿等への登録を行うものとする。

要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるために、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、外国語通訳者等を配置し、要援護者対応の相談窓口を設置するものとする。

また、避難所及び福祉避難所において、要援護者のニーズを把握し、適切に対応できるよう人材の確保や福祉用具の確保を図るものとする。

高齢者には温かい食事や柔らかい食事、乳幼児には粉ミルクや離乳食、内部障害者には疾病に応じた食事など、要援護者に配慮した食料の提供に努めることが大切であり、特に、食事制限のある難病患者や人工透析患者等への配慮が必要である。

また、外国人等に関しては、宗教や慣習等への配慮も必要である。

車椅子などの補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや日常生活用品等についても迅速に手配・確保した上で、必要性の高い者から優先的に支給・貸与を行うよう努めるものとする。

また、難病患者・人工透析患者等については、受入れ可能な病院へ早急に搬送することを検討するものとする。

トイレへの移動や水・食料等を受け取る際などに手助けを必要とする者のためにマンパワーが必要な場合は、ボランティアと協力して対応するものとする。

また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティアの協力を得て、継続的な見守りを行う必要がある。

#### 第2節 災害関連死等の防止

近年、被災者の車中死が課題として取り上げられるが、こうした災害関連死は、過酷な避難生活において、特にストレスを受けやすい高齢者や障害者等の要援護者に多く見受けられる傾向にあることから、避難所においては、こうした要援護

者に対する配慮が特に重要となる。

車中で寝泊まりすることの背景には、「他人と一緒にいたくない」、「人といると眠れない」といった理由に加え、孤立があることから、被災者同士やボランティアによる声掛けを奨励するなど、被災者の孤立感を取り除くことが大切である。

車中で生活することや、避難所で長時間同じ体勢で過ごすことは、エコノミークラス症候群につながる恐れがあることから、危険性や予防方法の周知を行い、水分の補給や適宜体を動かすよう促す必要がある。

避難所で何もしないことが、心身状態に悪影響を及ぼす可能性もあることから、被災者自身も避難所の運営に参加させ、適宜役割を与えることが必要である。

被災者のストレスを緩和させるため、ある程度落ち着いた段階における娯楽提供についても検討する必要がある。

### 第3節 避難所における情報提供

災害発生直後は情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱かせることにもつながるため、ラジオやテレビ、掲示板を設置するなどして、報道機関からの情報を得られるように配慮する必要があるとともに、できる限り文字放送に対応した機器を準備することが望ましい。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等の文字による情報提供を行うなど、要援護者に確実に提供できるよう配慮する必要がある。特に掲示物については、できる限りイラストや図を用いて、分かりやすい表示に努めることが大切である。

なお、日本語理解が十分でない外国人に対しては、掲示やビラ等を多言語化するなど、必要とされる情報が確実に伝わるような配慮も必要である。

〔参考：「宮城県地域防災計画（風水害編）」より抜粋〕

要援護者に提供する情報例（市町村の広報活動）

安否情報

医療救護所の開設等救急・医療に関する情報

生活支援（食料・水等の供給）に関する情報

民心安定のための情報

保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報

相談窓口の設置に関する情報

被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

等

#### 第4節 福祉避難所への受け入れ

要援護者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合で身体等の状況が専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から福祉避難所へ移送するものとする。

また、要援護者の安心に配慮し、その家族等についても、避難状況を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させるものとする。

福祉避難所には、相談にあたる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うものとする。

福祉避難所においては、避難者の生活状況を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスが受けられるよう配慮する必要がある。

#### 第5節 医療機関への移送

病状等の急変などにより、治療が必要となった場合には、医療機関と連携を図り、速やかに移送するものとする。

難病患者や重病者については、対応の遅れが即、命にかかわる場合があることから、速やかに専門病院への移送について検討する必要がある。

#### 第6節 社会福祉施設等への緊急入所等

避難所で生活することができない高齢者、障害者等については、社会福祉施設、介護老人保健施設等専門施設への緊急ショートステイ、緊急入所の措置を講じるため、関係機関と連携して受入れ可能な施設の確保を図るものとする。

保護者が乳幼児を養育することが困難又は不可能な場合は、乳児院や児童保(養)護施設への緊急一時保護、緊急入所の措置を講じるものとする。

#### 第7節 ボランティアとの連携

災害発生時には、避難所において市町村が実施する要援護者支援だけでは十分に対応することが困難なため、ボランティアに期待するところは極めて大きい。

各地から集まるボランティアの活動が有効に行われるためには、社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入体制を整えることが必要であることから、市町村は、当該ボランティアセンターにおける受入活動支援に努めることが重要である。

ボランティアのマンパワーを有効に活用するためには、要援護者のニーズを十分に把握することが必要であり、市町村は、避難所施設管理者や避難所運営組織等の協力を得て避難所を巡回したり、現場で要援護者と接しているボランティアから情報を得たりして、要援護者のニーズの把握・調

整を行う必要がある。

要援護者の支援ニーズは時間経過とともに変化することから、ニーズの把握は継続して行うことが必要である。

避難所の要援護者支援を効果的に実施するためには、市町村と災害ボランティアセンターが、お互いの活動内容について、情報交換することが必要である。

#### 第8節 各国の在日大使館・領事館への支援要請

在住外国人や外国人観光客が被災した場合、在日の大使館・領事館は自国民を保護する領事業務を行うこととなるため、外国人被災者の情報を、県災害対策本部（県国際政策課）を通じ、被災者の母国の在日大使館・領事館に伝え、移動領事業務等の要請を行うことが必要である。

##### 移動領事業務

移動領事業務は、被災により紛失・破損したパスポートの再発給から、母国家族等との連絡、生活の再建、帰国等の相談・支援など多岐に及ぶものであり、外国人被災者にとっても、母国政府機関職員に母国語で直接接することは、安心感を得るとともに大きな励みとなる。

## 第4章 応急仮設住宅への入所等について

### 第1節 要援護者に配慮した応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅を建設する場合は、要援護者が入居することを想定し、浴室やトイレの手すりの設置、スロープの設置による入り口の段差解消など、可能な限りバリアフリー化に配慮することが必要である。

また、要援護者の生活環境については、災害前の生活圏域が望ましいことから、応急仮設住宅の設置に当たっては、二次災害に配慮した上で、できる限り災害前の居宅に近い場所に設置するよう配慮することも必要である。

### 第2節 要援護者に配慮した応急仮設住宅の入居募集及び入居決定

市町村は、応急仮設住宅の入居募集に当たり、要援護者の特性に配慮した多様な広報手段を用いる必要がある。

また、応急仮設住宅の入居決定に当たっては、避難所での生活に困難が伴う要援護者を優先することが必要であり、例えば、要援護者の家族や避難支援者と組み合わせた入居決定を行うなどの弾力的な対応も必要である。

## 第4編 災害復興期における要援護者支援対策

### 第1章 各種支援対策について

#### 第1節 各種保健福祉サービス等の継続（BCP）

災害発生に伴い、要援護者は一般の被災者と比較して、心身により大きな影響を受けている場合が多いと想定される。

そこで、要援護者が一日も早く災害発生前の状態に戻れるように、仮設住宅などにおいても、災害発生前に受けていた保健福祉サービスの継続提供が受けられるよう配慮することが必要である。

BCP・・・Business Continuity Plan（（緊急時における）事業継続計画のこと。）

#### 第2節 復興期におけるメンタルケアの実施

被災者は、災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活により、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を負う可能性がある。

とりわけ、要援護者の場合は、その影響が一般の被災者と比較して大きくなることが想定されるため、災害復興期においても要援護者の状態に応じた的確なメンタルケアを継続的に行う必要がある。

このようなメンタルケアを実施するためには、児童相談所や子どもセンター、精神保健福祉センターの心理職、精神科医師、ケースワーカー等によりチームを編成して対応することが必要である。

PTSD・・・Post-traumatic stress disorder（心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後に様々なストレス障害を引き起こす疾患のこと。）

#### 第3節 要援護者に対する生活再建支援

市町村は、要援護者に対する生活再建支援対策が適切に実施されるよう努めるとともに、当該支援対策を実施する際には、きめ細かな配慮も必要である。

要援護者のうち、自らの力では災害発生前の生活状態まで回復させることが困難である者に対しては、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、生活再建に向けた必要な支援を行う必要がある。

要援護者が居住する住宅の再建については、一般の被災者に比べて手厚い支援対策が求められる。（公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設・買い取り・借り上げの実施や既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置を講じるなど。）

見舞金の支給、生活資金の貸付等が要援護者に対しても円滑に行われるよう、制度の周知や事務手続きの支援を適切に行う必要がある。

要援護者に対して生活再建に関する情報を提供する場合は、要援護者の特性に配慮した情報提供を行う必要がある。



【資料 1】

本県における要援護者の状況

区 分	該 当 者 数	総人口に占める割合
高齢者（65歳以上）	473,056 人	20.18 %
うち一人暮らし高齢者	63,926 人	2.73 %
身体障害児・者	74,265 人	3.17 %
視覚障害	5,608 人	0.24 %
聴覚・平衡機能障害	5,984 人	0.26 %
音声言語・そしゃく障害	997 人	0.04 %
肢体不自由	40,466 人	1.73 %
内部障害	21,210 人	0.9 %
知的障害児・者	13,233 人	0.56 %
精神障害者	7,641 人	0.33 %
乳幼児・児童（0～9歳）	211,315 人	9.01 %
外国人	16,296 人	
総人口（住民基本台帳人口）	2,344,569 人	

（平成18年3月31日現在）

注1 各区分の人数には、重複分を含む。（例：高齢者と身体障害者の両方に該当する場合など。）

注2 身体・知的・精神の各障害児・者数については、各手帳所持者数による。

注3 外国人数については、平成17年12月31日現在による。

注4 総人口（住民基本台帳人口）には外国人を含まない。

【資料 2】  
情報連絡カード作成例

情報連絡カード（表）

氏名		性別		生年月日	
住所				電話番号	
家族	氏名	続柄	氏名	続柄	

緊急連絡先

	氏名	住所	電話番号
親戚・知人等			
勤務先等			

情報連絡カード（裏）

血液型	A・B・O・AB : RH+ -	輸血の可否
かかりつけの医療機関	名称： 担当医：	電話番号：
使用している薬		
禁忌薬剤		
障害者手帳 保険証等番号		
必要とする援助		
避難所		
その他		

【資料3】

市町村避難支援プラン作成例（表）

市町村避難支援プラン（個別計画）

市町村長 殿

私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。  
 また、私が届け出た下記個人情報を、市町村が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名		民生 委員		電話 F A X	
災害時要援護者（高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他（ ））					
住 所				電話・F A X メールアドレス	
フリガナ 氏 名	印（男・女）		生年月日		
緊急時の家族の連絡先					
氏名		続柄（ ）	住所		電話
氏名		続柄（ ）	住所		電話
家族構成・同居状況等			居住建物の 構造	木造2階建て、昭和 年建築	
妻と二人の老夫婦世帯。長男、次女はいずれも結婚して県外に居住・・・。			普段いる部屋		
			寝室の位置		
			特記事項		
要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要。					
緊急通報システム（あり・なし）					
避難支援者					
氏名		印	続柄（ ）	住所	TEL
氏名		印	続柄（ ）	住所	TEL

市町村避難支援プラン作成例（裏）

避難勧告等の伝達者・問合せ先

さん（自治会副会長）。なお、 介護センターからも伝達予定。  
聴覚障害があるため、FAX・直接的な伝達が必要。

その他

（担当している介護保険事業者名、連絡先等）

避難場所・避難経路

**【資料4】**

災害時情報提供制度登録申請書作成例

**災害時情報提供制度登録申請書**

市町村長 殿

私は、災害時情報提供制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。  
 また、私が届け出た下記個人情報を、市町村が民生委員、社会福祉協議会（災害による停電や電話不通時には自治会長等も含む）に提出することを承諾します。

1 名簿登録者			
住 所		自治区名	
		自宅・携帯電話	
		職場電話	
フリガナ		F A X	
氏 名	印(男・女)	メールアドレス	
		家族構成	(家族 人)
		生年月日	
要介護度 障害者手帳の有無	要介護度 要支援 1・2・3・4・5・なし 障害者手帳の有無 あり・なし(手帳名 )		
代理記載及 び代理申請 の場合	氏名	登録者との 関係	

2 連絡先・方法	連絡先・方法を選択してください。電話による連絡は、本人・支援者のいずれかの登録が可能です。	
連絡先 連絡方法	1 名簿登録者本人	2 名簿登録者の支援者 下記3に記入してください。
	電話・F A X・メール	

3 支援者の連絡先	事前に同意を得て、家族・支援者等について記載してください。		
住 所		希望連絡方法	電話・F A X・メール
フリガナ		自宅・携帯電話	
氏 名	印(男・女)	職場電話	
		F A X	
		メールアドレス	
登録者との関係			

特記事項	避難の際や避難所で不安なことなどを記入してください。
------	----------------------------

災害時要援護者支援ガイドライン

平成18年10月

宮城県保健福祉部  
保健福祉総務課企画調整班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8 - 1

TEL 022 - 211 - 2512

FAX 022 - 211 - 2595

<http://www.pref.miyagi.jp/hohusom/>